

議案第13号

訪問指導員設置規程を廃止する訓令について

訪問指導員設置規程を廃止する訓令について、別紙のとおり定める。

平成23年3月9日

沖縄県教育委員会

(別紙)

訪問指導員設置規程を廃止する訓令

訪問指導員設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第12号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成23年 月 日から施行する。

1 件名

訪問指導員設置規程を廃止する訓令

2 改正の経緯及び必要性

平成19年度から開始した「問題を抱える子ども等の自立支援事業」は10/10の国庫委託事業であるが、嘱託員である「訪問指導員」を設置した当該事業が終了したため、当該職を廃止する。なお、平成22年度から当該嘱託員の採用も中止している。

3 制定案の概要

- (1) 訪問指導員設置規程(平成20年3月27日沖縄県教育委員会訓令第12号)は、廃止する。
- (2) 訓令の施行は、沖縄県公報掲載の日と同日とする。

4 関係各課との調整状況

総務私学課とは2月16日付け、調整済み

5 添付資料

- (1) 訪問指導員設置規程(平成20年3月27日沖縄県教育委員会訓令第12号)

訪問指導員設置規程を次のように定める。

訪問指導員設置規程

(設置)

第1条 小学校及び中学校の不登校児童生徒並びに中学校卒業後の者（高等学校等の不登校生徒及び高等学校等を中途退学した者に限る。）を対象として、効果的な訪問指導を実施するため、沖縄県立総合教育センターに訪問指導員を設置する。

(身分)

第2条 訪問指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 訪問指導員は、沖縄県立総合教育センターの所長（以下「所長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 効果的な訪問指導の実施方法の調査に関すること。
- (2) 地域で活用することができる訪問指導マニュアルの作成に関すること。
- (3) 地域で訪問指導を実施する者に対する適切な指導及び助言に関すること。
- (4) 地域で訪問指導を実施する者に対する効果的な研修実施に関すること。
- (5) 不登校児童生徒への訪問指導に関し所長が必要と認め指示した事項に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 訪問指導員は、生徒指導、教育相談等に関し専門的な知識と経験を有する者のうちから所長の推薦により沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

2 訪問指導員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

(報酬等)

第5条 訪問指導員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 訪問指導員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、所長が別に定める。

2 訪問指導員の1日の勤務時間は、4時間とする。

3 訪問指導員の勤務場所は、所長が別に定める。

(服務)

第7条 訪問指導員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 訪問指導員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 訪問指導員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。

4 訪問指導員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 教育委員会は、訪問指導員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 訪問指導員として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、訪問指導員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。